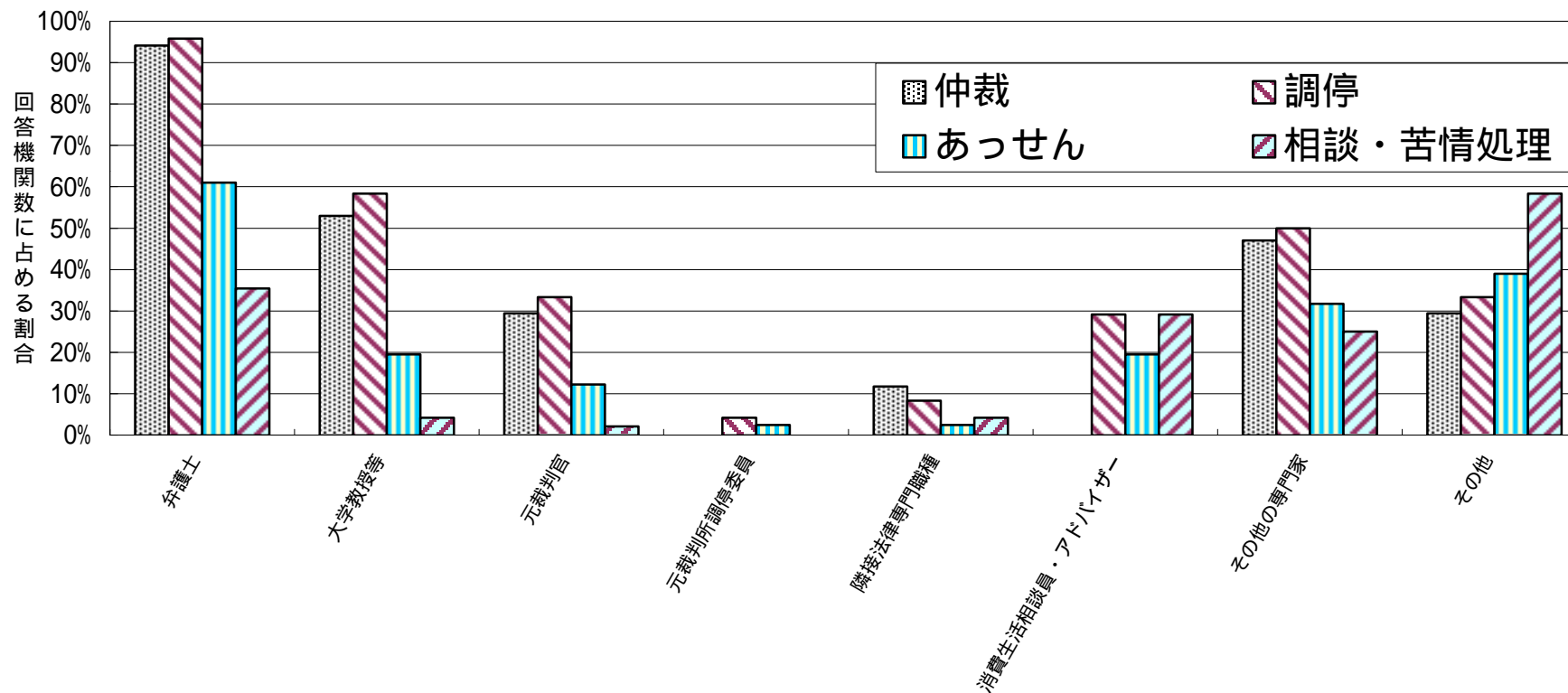


## A D R 機関における紛争処理の主宰者（複数回答）

（有効回答数 仲裁：17、調停：24、あっせん：41、相談・苦情処理：48）



（注1）「その他の専門家」としては、建築士、不動産鑑定士、医師等が、「その他」としては、一般学識経験者、事務局職員等が挙げられている。

（注2）別途、主宰者以外に補助者を使用しているかどうかを尋ねたところ、回答のあった60機関のうち35機関が事務局職員等を補助者として使用していた。